

三師届・業務従事者届のオンライン届出のご案内

- ▶ 法律の規定に基づき、医師・歯科医師・薬剤師である方や、業務に従事する保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士の方は、2年に一度、業務従事状況等の届出が必要です。
- ▶ この三師届・業務従事者届は、従来は、主に紙による届出のみでしたが、今年度から、従事先の医療機関等にとりまとめていただいた上で、国の「医療従事者届出システム」を利用したインターネットによるオンライン届出が可能になります。
- ▶ オンライン届出の具体的な実施方法は、都道府県・保健所等からの届出実施のご案内の際にお知らせしますが、簡便な手続きで実施でき、事務負担の軽減が可能ですので、オンライン届出を積極的にご活用ください。

※ 今年度については、令和4年12月31日現在における業務従事状況等を、令和5年1月16日（月）までに届出をお願いいたします。

※ 引き続き、紙による届出も可能です。

※ 医療機関等に勤務していない医師・歯科医師・薬剤師の方の三師届については、令和6年度からオンライン届出が可能になる予定です。

オンライン届出の方法

- ▶ オンライン届出の方法は、裏面の表の方法①～④をご確認ください。

- ▶ 詳細は、国ホームページをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryujijisha-todokede-sys.html

[厚生労働省トップページ] → [政策について] → [分野別の政策一覧] → [健康・医療] → [健康] → [医療従事者による2年に一度の届出(三師届・業務従事者届)について]

- ▶ 「医療従事者届出システム」は、令和4年12月17日より利用開始となる予定です。



オンライン届出のメリット

●医療従事者の方にとってのメリット

- ✓ 次回以降の届出時に、前回登録した内容が表示され、入力が簡便になります。
- ✓ 自分の届出内容をいつでも閲覧できます。

●事務担当者の方にとってのメリット

- ✓ 紙媒体の配布・回収・提出等の手間を省くことができます。
- ✓ 専用サイトによって各医療従事者の届出の進捗状況をいつでも把握できます。

オンラインによる届出

医療従事者個人で登録

機関管理者が取りまとめて登録

(個人用IDを付与せずに登録することも可能)

機関管理者

機関管理者

機関管理者

(個人用ID付与)

(専用Excel配布)

(登録)

医療従事者

医療従事者

方法①

方法②

方法③

方法④

医療従事者届出システム

システムの入力フォーム
において入力

システムから専用Excelを
ダウンロードし、届出情
報を入力
(機関管理者から配布され
た専用Excelでも可)

一括届出用の
専用Excelに届
出情報を入力

仮登録

アップロード

機関管理者が確定

